



地域包括支援センターだより



新型コロナウイルス感染防止のため、引き続き3つの密を避けると共に、手洗いやうがいをごまめにしたり、外出の際のマスク着用や消毒を行う等、感染予防をしましょう。今月は、松本市が行っている『高齢者福祉サービス』の中からいくつかをご紹介します。

① 緊急通報装置の設置

65歳以上のひとり暮らしの方等で、急病等の緊急時に対応が困難な方に対して、緊急通報や健康相談ができる「緊急通報装置」を設置します。

◎利用料 月額600円（低所得者は免除）

*設置には有線の固定電話回線が必要です。

【お問い合わせ】 高齢福祉課 34-3492 西部福祉課 92-3002

② 救急医療情報キット支給事業



必要な個人情報を記入した救急情報カードを専用ケースに入れて冷蔵庫内に保管し、救急活動につなげます。

利用される方の同意に基づき、市でも救急情報カードを保管し、必要な場合には消防局等と情報共有するとともに、利用者の名簿を民生委員等と共有しています。

◎支給内容（無料） 専用ケース・救急情報カード（緊急連絡先、かかりつけ医、病歴等を記入）・冷蔵庫貼付用ラベル

◎支給対象となる方 ①避難行動要支援者名簿に記載されている方
②独居又は日中独居、同居家族の疾病等の理由により、救急隊員が救急活動に必要な情報を把握することが困難になる可能性がある方

◎専用ケースに入れるもの 救急情報カード・お薬手帳の写し・松本市版リビングウィル等

【お問い合わせ】 高齢福祉課 34-3214 西部福祉課 92-3002

③ 避難行動要支援者名簿

在宅で生活をしている方のうち、災害発生時において不安を抱えている、要介護3以上等の要件に該当する方又は名簿掲載を希望される方が登録することで、お住まいの町会や民生委員、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、松本広域消防局、松本警察署に情報提供し、平常時は地域での見守り活動等に、また災害時は避難支援等のために情報を活用します。

【お問い合わせ】 福祉政策課 34-3227

④ 訪問給食サービス

おおむね65歳以上の方や障害者のみの世帯の方を対象として、事業者が自宅へお弁当をお届けします。

◎利用回数 週2回
週6回（四賀地区・安曇地区・梓川地区）

◎配食時間 昼食

◎利用料金 1食400円

【お問い合わせ】高齡福祉課 34-3492 西部福祉課 92-3002



⑤ 福祉入浴券（利用助成券）の交付

70歳以上（4月1日現在）の方に市内の一般公衆浴場、松茸山荘別館、梓水苑の利用助成券を交付します。

◎1人年間30枚 1回100円で入浴できます。

*毎年申請が必要になります。

【お問い合わせ】高齡福祉課 34-3492 西部福祉課 92-3002

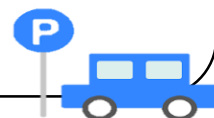


⑥ 信州パーキング・パーミット（障害者等用駐車場利用証）制度

公共施設や店舗等様々な施設に設置されている障害者等用駐車場を適正にご利用いただくため、歩行が困難または歩行に介助や見守りが必要な方に、県内共通の「利用証」を交付する制度です。

要介護1～5の方が対象です。

【お問い合わせ】高齡福祉課 34-3214 西部福祉課 92-3002



この他にも様々な制度、サービスがありますので、詳しくは「高齡者福祉と介護保険のしおり」をご覧ください。お住まいの地区を担当する地域包括支援センターにお問合せください。

成年後見制度相談会のお知らせ

司法書士による成年後見制度に関する相談会を開催します。

日時：4月26日（火）午後1時30分～4時（要予約）

場所：市役所本庁舎北別棟1階 高齡福祉課相談室

予約・お問い合わせ：高齡福祉課介護予防担当（電話34-3237）

または、お近くの地域包括支援センターまで

【問い合わせ先】松本市高齡福祉課介護予防担当 電話34-3237
または、お近くの地域包括支援センターまで